

第31回信託法学会総会および研究発表会のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、このたび第31回信託法学会総会および研究発表会を別紙の要領により開催する運びとなりました。

会員の皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますよう、
お願いかたがたご案内申しあげます。

敬 具

平成18年4月

信 託 法 学 会

理事長 能 見 善 久

1. 日 時：平成 18 年 6 月 10 日（土） 10:30~16:50（受付は 10:00 から行います。）

2. 場 所：関西大学千里山キャンパス・第 1 学舎（法学部、文学部）1 号館 2 階 A 200 号室
(後掲案内図ご参照)

3. 次 第：

○ 開 会 10:30

○ 研究発表会

(10:30~11:30) 無過失責任に対する受託者の対応

(報告者) みずほ信託銀行 佐々木 哲郎

(司会者) 京都大学 佐久間 肇

○ 総 会 11:35~

議 案 (1) 役員の選任

(2) 名誉会員の選出

(3) 平成 17 年度会計報告

(4) 平成 18 年度予算

— 昼食・休憩 —

○ 研究発表会

(13:30~14:30) 新信託法と企業年金

(報告者) 神戸学院大学 小櫻 純

(司会者) 神戸大学 志谷国史

(14:40~15:40) アメリカ統一ビジネス・トラスト法の意義と課題

(報告者) 日本大学 工藤聰一

(司会者) 東京大学 神作裕之

(15:50~16:50) 企業年金制度の改廃と年金信託

(報告者) 三菱UFJ信託銀行 振原宏明

(司会者) 東京大学 道垣内弘人

○ 閉 会 16:50

4. 懇親会

学会終了後、次により懇親会を開催いたします。

日 時：当日 17:00 ~ 18:30

場 所：関西大学千里山キャンパス・以文館1階食堂（後掲案内図ご参照）

会 費：3,000円（会費は、当日受付にて申し受けます。）

5. その他

昼食につきましては、学内食堂および大学周辺の一般食堂をご利用ください。

(事務局からのお願い)

平成18年度の会費(2,500円)は、5月末までに次のいずれかの方法によりご納入ください。

○ 郵便振替 00120-0-185924 信託法学会

(同封の振込用紙をご利用ください。)

○ 銀行振込 三井住友銀行麹町支店 普通預金 口座番号：5087891

口座名義：信託法学会理事長 能見善久

おって、お手数ですが、ご出欠の予定を同封のはがきにて5月19日（金）までに事務局あてご回報くださいますようお願い申しあげます。

会場案内

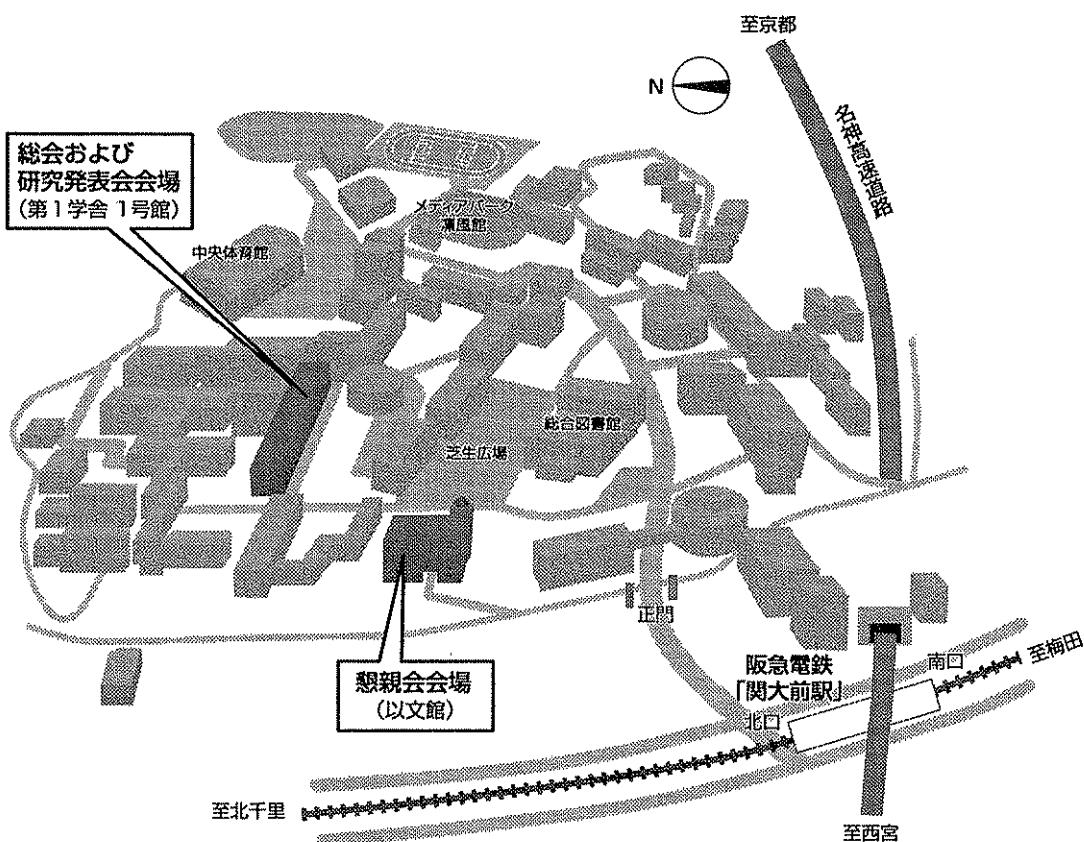
●開催日：平成18年6月10日（土）午前10時30分～午後4時50分

●場所：関西大学千里山キャンパス 大阪府吹田市山手町3-3-35

Tel 06-6368-0121・1145

●総会および研究発表会会場：第1学舎（法学部、文学部）1号館2階A200号室

●懇親会会場：以文館1階食堂



○利用交通機関

・阪急電鉄をご利用の場合

「北千里」行き乗車で京都線から千里線まで直行。関大前駅にて下車。

「河原町」、「高槻市」、「梅田」行などに乗車の場合、途中、淡路駅（快速急行以下停車）にて「北千里」行に乗り換え、関大前駅にて下車。徒歩約5分。

・地下鉄をご利用の場合

「北千里」行き乗車で堺筋線から阪急千里線まで直行（堺筋線と阪急千里線相互乗り入れ）、関大前駅にて下車。

「高槻市」行は途中阪急淡路駅にて「北千里」行に乗り換え、関大前駅にて下車、徒歩約5分。

なお、地下鉄堺筋線「天六」行は淡路まで行かないので注意。

・新幹線をご利用の場合

JR新幹線新大阪駅から地下鉄御堂筋線「なかもず」行き乗車で西中島南方駅下車。徒歩1分程度の阪急南駅で「北千里」行に乗り換え、関大前駅下車。徒歩約5分。

新大阪駅より一旦大阪駅に向かい、そこから阪急電鉄を利用。

研究発表会（資料）

1. 無過失責任に対する受託者の対応

みずほ信託銀行 佐々木 哲郎

2. 新信託法と企業年金

神戸学院大学 小櫻 純

3. アメリカ統一ビジネス・トラスト法の意義と課題

日本大学 工藤 聰一

4. 企業年金制度の改廃と年金信託

三菱UFJ信託銀行 拝原 宏明

無過失責任に対する受託者の対応

みずほ信託銀行 佐々木 哲郎

わが国では、土壤汚染問題に関して所有者が無過失責任を負うことがあり得る。そして、信託の場合は、信託財産の名義人である受託者が所有者としての責任を負うと一般的に解されている。不動産信託において、信託財産である土地の土壤汚染に起因して信託が債務超過になったとき、受託者は予期せぬ巨額の損失を負いかねない。そのとき受託者はどのように対応するのか。

受託者は真の所有者というよりはむしろ名義人又は管理者としての性格を強く持っていて利益を享受していないにも関わらず、所有者に課される工作物責任や土壤汚染の責任がそのまま受託者にあてはめられた結果として、受託者が第三者に対して無過失責任を負うことには違和感を覚える。しかし、今までこの点はさほど問題視されなかった。これは、現行法では受託者が一旦負担した費用を信託財産や受益者に補償請求できたことが、受益者の資力や受益権の放棄の効果をめぐる議論などがあるといった不確実な要素を孕みつつも受託者の最終的な負担回避の手当てになっていたためのように思われる。

ところで、改正信託法案は、受益者への補償請求を認めない規律としたので、受託者が負担した費用の分担をめぐる考え方は大きく変わる。その規律の下で、受託者は最終的にどのような個人負担をするかが問題になり、その内容がどのようなものなのかが、私の関心事であり、受託者の第三者に対する無過失責任の扱いと受託者の求償の実効性を考察した。

報告では、まず、信託財産に生じた又は信託財産に起因した土壤汚染問題の法的責任に関する全体像を検討する。民法や土壤汚染対策法上の責任を中心に基盤的な整理を行って、受託者が土壤汚染の法的責任を負う局面を明らかにすることを試みる。

次に、アメリカにおける受託者の土壤汚染問題関連法制違反の責任についてスーパーファンド法や統一信託法典の規律を参考にして、日本の土壤汚染関連法制や受託者の第三者に対する責任の特徴を考えたい。

そして、これらの検討を踏まえて、受託者が一旦は土壤汚染の法的責任に基づいた費用を負担したときの求償の実効性を分析して、受託者が最終的に個人負担する状況を把握し、受託者が信託財産を超えて無限責任を負うタイプの信託が、不動産のような保有リスクの高い財産の管理に用いられることの評価についても触れたい。

最後に、改正信託法で新設される予定であり、現代の不動産信託に対して親和的と思われる限定責任信託の下で土壤汚染問題が関係者へ与える影響を考察する。

新信託法と企業年金

神戸学院大学 小 櫻 純

新信託法が、制定され、それが一般法となると、特別法に相当する企業年金諸法の一部に、少なからず影響を及ぼすものと考える。企業年金諸法の規定が、任意法規化と受益権の強化という新信託法の基本理念によって具体化された新信託法諸規定を、どう受け止めるべきか、影響を受ける（べき）規定は何か、受けるべきでない規定はあるか等、を検討する。検討する際、米国の従業員退職所得保障法（ERISA）とその規則、及び判例、さらに最近のわが国の年金事例を用いる。

1. 企業年金の管理、運営、投資における注意義務・忠実義務の範囲、程度は、どうあるべきか？
2. 企業年金が保有する株式の議決権は、年金の財産権の一つであるとするなら、誰が行使すべきか？
3. 任意法である信託法は、わが国の任意法に対する常識では、当事者が、同法によるとの合意がある場合、合意が、曖昧で当事者間に争いがある場合、そして当事者間に信託上の合意の内容にある部分が不足する場合に適用されるものであるが、英米信託法は、それだけに留まらない場合がある。任意法化した新信託法は、ERISA 判例のように適用範囲を拡大することが出来るか？

参照文献：

- (拙著) 「退職後所得保護の法理—ERISA研究—」滋賀大学経済学部叢書第29号 (平成10年)
- (共著) 1. 「米国企業年金法に関する国家の後見的機能と過去10年間の最高裁判決」年金総合研究センター 平成12年度「企業年金のあり方」研究会 2001年3月
2. 「年金資金管理運営と受託者責任—米国企業年金法判例とわが国への示唆」年金総合研究センター 平成14年度「ERISA法判例研究会」 2002年3月
3. 「年金資金管理運営と受託者責任—米国企業年金法判例とわが国への示唆 そのⅡ」年金総合研究センター 平成15年度「ERISA法判例研究会」 2003年3月
- 石垣修一著「年金資産運営のためのエリサ法ガイド」東洋経済新報社 2003年7月

アメリカ統一ビジネス・トラスト法の意義と課題

日本大学 工 藤 聰 一

アメリカ合衆国における州立法の統一を推進してきた統一州法委員全国会議（NCCUSL）は、2003年、非法人組織法合同編纂評議会（Joint Editorial Board for Unincorporated Organizations Acts）の勧告に基づき、統一ビジネス・トラスト法起草委員会（Uniform Business Trust Act Drafting Committee）を設置した。同委員会は、全米15,000余のビジネス・トラストのうち、約3分の2が設立準拠法とするデラウェア州法（Delaware Business Trust Act）を統一法のモデルとして決し、スイトコフ（Robert H. Sitkoff）を報告者に指名した。2004年には第一次草案が、2005年には第二次草案が公表され、その後も検討が続けられているところである。

こうして統一法が俎上にのぼった背景には、ビジネス・トラストが近時その重要度を急速に増したことがある。ビジネス・トラストは、株式会社に代表される一般企業組織とは一線を画し、ミューチュアル・ファンド、不動産投信、資産証券化といった金融分野の隙間用途においてのみ選択される特殊企業組織に過ぎない。しかし、これらの取引規模はすでに債券のそれと比肩するまでになっており、従来ビジネス・トラストの制度化に関心を払ってこなかった州としても、その規整をもはや等閑視し得なくなったのである。また、各州法が著しく不揃いに発達してきたことも、この動きと関係している。すなわち、ビジネス・トラストは元来が任意組織であり判例法を母体とするうえに、後に諸種の理由からこれを規律することとなつた州制定法の中には、授権法思想が反映した許容的なものがあれば、近代法人觀念が反映した制約的なものもあるという状況がみられる。他の法分野に増して法の統一が強く求められる所以である。

信託法リストメント及び統一信託法典という信託法統一のための既存の成果は、いずれも信託応用企業組織を射程外に置いたが、今次の統一ビジネス・トラスト法において、信託は、法人、組合に続く企業組織の法的基盤として明確に位置づけられることとなった。本報告は、同法草案を素材に、ビジネス・トラストが如何に企業組織法の限界域を拓き、またその行方に如何なる課題があるのかについて考えるものである。

参考文献：

拙稿「ビジネス・トラストの制度化とその進展」私法67号（2005年）205頁以下。

企業年金制度の改廃と年金信託

三菱UFJ信託銀行 拝原宏明

企業年金制度は、確定拠出年金法、確定給付企業年金法が制定されて以降、大きな変革が続いている。特に、適格退職年金制度は、平成24年3月末で完全に廃止されることになり、現在適格退職年金制度を実施している企業は当該制度を廃止するか、他制度に移行する必要に迫られている。

企業年金制度においては、企業倒産等により制度が廃止されたとしても、それまでに約束された給付にかかる受給権が保護されるようにすることが重要であり、なかでも年金資産の保全、すなわち倒産隔離は、昭和37年に適格退職年金の導入以降、税制上の優遇を受ける企業年金制度の大前提とされてきたものである。

企業年金制度における年金資産の保全は、厚生年金基金や基金型確定給付企業年金のように別法人を設立する方法と、適格退職年金のほか規約型確定給付企業年金、確定拠出年金のように、実施企業が年金資産保全のために信託を設定する方法等に区分される。

本報告では、受給権保護の前提となる年金資産保全の機能を提供するスキームとして、他益型の年金信託を検討の対象とする。そして、年金信託がその機能を全うするためには、企業年金制度の存続中に年金資産たる信託財産が適切に管理・運用されるだけでなく、制度改廃の局面において年金信託終了の決定が適切になされ信託財産が企業年金制度の受給者及び加入者に適切に分配されることが必要との観点から、企業年金制度の改廃に伴う年金信託終了の局面に焦点をあて、年金信託をめぐる当事者間（委託者、受託者、受益者）の関係を検証する。そして、企業年金制度の改廃の過程のなかで、年金信託のスキームが企業年金制度の受給権保護においてどのような機能を果たしうるか、そのために年金信託の受託者がどのような義務を負うかについて、改正信託法案の内容も踏まえながら考察することとしたい。